

健康保険 年齢別 加入手続きガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

健康保険の加入は何歳まで？

健康保険は、会社員など企業に雇用される労働者とその扶養家族が、病気やケガなどに備える公的な医療保険制度です。加入は**75歳到達日まで続き、以後は後期高齢者医療制度へ自動移行します。**

医療費の自己負担は年齢で異なり、6歳未満2割、6～69歳3割、70～74歳は原則2割（現役並み所得者は3割）、75歳以上は原則1割、一定額以上所得者は2割、現役並み所得者では3割です。

従業員が70歳になるまでの健康保険の手続き

70歳未満の従業員雇用時は、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を年金事務所等へ提出します。69歳までは年齢による特別手続きはありません。

従業員が70歳になったときの手続き

従業員が70歳になると、健康保険と厚生年金保険で扱いが異なります。

健康保険	手続き不要 協会けんぽの場合は70歳の誕生月（誕生日の前日が属する月）に「高齢受給者証」が会社へ届くので従業員へ渡しましょう。 70歳以降、病院では保険証と高齢受給者証の 2枚提示が必要となり 、自己負担割合も2割（現役並所得者は3割）に変わります。
厚生年金保険	70歳前日で資格喪失 会社は5日以内に「70歳以上被用者該当届」を年金事務所に提出します。 ただし、70歳到達日以降も標準報酬月額が変わらないなど、特定の条件下ではこの届出が省略できる場合があります。

70歳以上の人を雇ったとき

健康保険（協会けんぽの場合）は「被保険者資格取得届」を提出すると、健康保険証と高齢受給者証が同時発行されます。
厚生年金保険は「70歳以上被用者該当届」で報酬月額を届け出ます。



従業員が75歳になった時の手続き（後期高齢者医療制度への移行）

従業員が75歳になると、健康保険から「後期高齢者医療制度」へ移行します。保険料は本人が全額負担することになります。

■ 企業の手続き

75歳の誕生日（資格喪失日）から5日以内に、「**健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届**」を年金事務所等へ提出します。その際、従業員本人および被扶養者から**健康保険証と高齢受給者証を交付している場合は必ず回収し、届出に添付**して返納します。回収できない場合は「回収不能届」を添付します。

■ 被扶養者がいる場合

被扶養者も健康保険の資格を同時に失うため、75歳未満の配偶者や子どもは自分で国民健康保険などに加入しなければなりません。会社は手続きに必要な「資格喪失証明書」を発行すると親切です。

